

松江市告示第 212 号

松江市障がい者（児）通勤通学等交通費助成事業実施要綱（平成 24 年松江市告示第 136 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(助成対象経費及び助成額)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日から<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が松江市コミュニティバスの定期券の購入に要した費用(障がい者割引後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(2) 令和 2 年 4 月 1 日から<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が安来市広域生活バス(イエローバス)の定期券のうち、通勤定期券、通学定期券若しくは学期通学定期券(竹矢-安来線のものに限る。)又はシルバー定期券の購入に要した費用(満 75 歳未満の者にとっては、福祉サービスの適用を受けて 5 割減額後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(助成対象経費等及び助成額)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 平成 24 年 4 月 1 日から<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が松江市コミュニティバスの定期券の購入に要した費用(障がい者割引後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(2) 令和 2 年 4 月 1 日から<u>令和 4 年 3 月 31 日</u>までの間に、助成対象者が安来市広域生活バス(イエローバス)の定期券のうち、通勤定期券、通学定期券若しくは学期通学定期券(竹矢-安来線のものに限る。)又はシルバー定期券の購入に要した費用(満 75 歳未満の者にとっては、福祉サービスの適用を受けて 5 割減額後の額で購入したものに限る。)</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 略</p>

3 略

(1) 令和 5 年 3 月 1 日以前 最終日から
令和 5 年 3 月 31 日まで

(2) 令和 5 年 3 月 2 日以降 令和 5 年 3 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

様式第 1 号(第 6 条関係)

松江市障がい者(児)通勤通学等交通費助成申請書
略

申請者	(ふりがな)	略
略		

略		略
氏名		
略		
略		

様式第 2 号(第 6 条関係)

証明願

様

(申請者)住所
氏名
略
証明書
略

(事業者)所在地
会社名
代表者

様式第 3 号(第 6 条関係)

通勤手当に関する証明願
略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

給与支払者
職

氏 名

様式第 5 号(第 11 条関係)

証明願
略
住所
氏名
略

3 略

(1) 令和 4 年 3 月 1 日以前 最終日から
令和 4 年 3 月 31 日まで

(2) 令和 4 年 3 月 2 日以降 令和 4 年 3 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

様式第 1 号(第 6 条関係)

松江市障がい者(児)通勤通学等交通費助成申請書
略

申請者	(ふりがな)	略
略		

略		略
氏名		
略		
略		

様式第 2 号(第 6 条関係)

証明願

様

(申請者)住所
氏名
略
証明書
略

(事業者)住所
会社名
代表者

印

印

様式第 3 号(第 6 条関係)

通勤手当に関する証明願
略

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

給与支払者
職

氏 名

印

様式第 5 号(第 11 条関係)

助成金等交付請求書
略
)住所
氏名
略

印

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。